

毎週火曜・金曜日発行

○印は長崎県例規集に掲載するもの



長崎県公報

目 次

◎ 告 示	所管課(室)名
・生活保護法に基づく指定医療機関の指定	福 祉 保 健 課
・生活保護法に基づく指定医療機関の廃止	〃
・保安林の指定の予定(5件)	林 政 課
・道路の区域変更	道 路 維 持 課
・道路の供用開始	〃
・証紙売りさばき人の指定の一部改正	会 計 課
◎ 公 告	
・大規模小売店舗立地法に基づく市町村の意見	経 営 支 援 課
・土地改良区の役員の就退任	農 村 整 備 課
・土地改良区の定款変更の認可	〃
・公共測量の実施(3件)	建 設 企 画 課
・公共測量の終了	〃
◎ 公安委員会告示	
・検定合格者審査の実施	生 活 環 境 課
・警備員等に対する検定の実施	〃
◎ 正 誤	
・令和5年3月31日付け長崎県公報第11205号中	漁 業 振 興 課

告 示

長崎県告示第442号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定によりその例によることとされる場合を含む。)の規定により、指定医療機関として次のとおり指定した。

令和5年6月27日

長崎県知事 大石 賢吾

(指 定)

医療機関名	開設者	所在地	指定年月日	有効期間
セントケア訪問看護ステーション大村	セントケア九州株式会社 代表取締役 東 善郎	長崎県大村市東三城町7-9 フジビル2階201号	令和5年6月1日	令和11年5月31日
医療法人社団尚整会 菅整形外科病院	医療法人社団尚整会 理事長 松本 泰子	長崎県諫早市小野町332	令和5年6月1日	令和11年5月31日

医療法人 溪風会 もりもと歯科医院	医療法人 溪風会 理事長 森本 大輔	長崎県大村市木場1丁目1073-1	令和5年5月1日	令和11年4月30日
水田小児科医院	医療法人 文湛会 理事長 水田 舜助	長崎県島原市親和町7番地	令和5年5月1日	令和11年4月30日
イリエ歯科クリニック	医療法人 T I D 理事長 入江 俊英	長崎県南島原市西有家町須川1197番地19	令和5年5月1日	令和11年4月30日
すぎやま内科	杉山 啓一	長崎県諫早市真崎町897番地3	令和5年6月1日	令和11年5月31日
もろおか幸盛堂薬局	有限会社もろおか薬品 取締役 諸岡 健吾	長崎県諫早市本町6-6 ランドアーク本町101号	令和5年6月1日	令和11年5月31日
ヤクシン薬局 イオンタウン長与店	株式会社ヤクシンPG 代表取締役 藤本 明弘	長崎県西彼杵郡長与町北陽台1-2-1	令和5年6月1日	令和11年5月31日
はるかぜ薬局	株式会社ネイビーメディカル 代表取締役 中山 英樹	長崎県諫早市真崎町897-5	令和5年6月1日	令和11年5月31日
医療法人光善会 時津中央クリニック	医療法人光善会 理事長 橋本 敦郎	長崎県西彼杵郡時津町浜田郷38-2	令和5年6月1日	令和11年6月13日
波佐見病院	岡崎 敏幸	長崎県東彼杵郡波佐見町稗木場郷792-1	令和5年5月28日	令和11年5月27日
こまち薬局	有限会社一心堂 代表取締役 堀 剛	長崎県諫早市小野町285-6	令和5年5月29日	令和11年5月28日
谷口整形外科	医療法人 秀英会 理事長 谷口 育秀	長崎県大村市諏訪1丁目750番地2	令和5年6月1日	令和11年5月31日
医療法人 松尾整形外科	医療法人松尾整形外科 理事長 松尾 弘二	長崎県五島市福江町15-13	令和5年6月1日	令和11年5月31日
有限会社 みつたけ薬局	有限会社 みつたけ薬局 代表取締役 塚田 正之	長崎県東彼杵郡川棚町白石郷7-130	令和5年5月17日	令和11年5月16日
渡部歯科医院	渡部 哲夫	長崎県島原市下川尻町16	令和5年6月5日	令和11年6月4日
生月調剤薬局	有限会社北原薬品 代表取締役 北原 弘	長崎県平戸市生月町山田免3009番1	令和5年3月19日	令和11年3月18日
日本赤十字社長崎原爆諫早病院訪問看護ステーション	日本赤十字社 社長 清家 篤	長崎県諫早市多良見町化屋986番地2	令和5年5月24日	令和11年5月23日
株式会社 エム. エス. ファーマシー はすわ薬局	株式会社エム. エス. ファーマシー 代表取締役 杉本 憲昭	長崎県北松浦郡佐々町羽須和免834	令和5年6月19日	令和11年6月18日

長崎県告示第443号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定によりその例によることとされる場合を含む。）の規定により、次のとおり指定医療機関から廃止の届出があった。

令和5年6月27日

長崎県知事 大石 賢吾

(廃 止)

医療機関名	開設者	所在地	廃止年月日
坂口歯科医院	坂口 秀平	長崎県大村市古賀島町501番地-7	令和5年4月4日
水田小児科医院	水田 舜助	長崎県島原市親和町7	令和5年4月30日
もりもと歯科医院	森本 大輔	長崎県大村市木場1丁目1073-1	令和5年4月30日
イリエ歯科クリニック	入江 俊英	長崎県南島原市西有家町須川1197-19	令和5年4月30日
すぎやま内科	杉山 啓一	長崎県諫早市久山台44番地1松永ビル久山台3F	令和5年5月18日

長崎県告示第444号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定をしようとする旨の通知を受けた。

令和5年6月27日

長崎県知事 大石 賢吾

1 保安林予定森林の所在場所

南島原市口之津町丁字貝瀬4205の2・4210の2（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、4210の1、4225

2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を県庁農林部林政課及び南島原市役所に備え置いて縦覧に供する。）

長崎県告示第445号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定をしようとする旨の通知を受けた。

令和5年6月27日

長崎県知事 大石 賢吾

1 保安林予定森林の所在場所

西彼杵郡長与町岡郷字大迫1888の9、1890の3、1890の6、1890の12、1890の27、1895の1、1896、1898の1、1898の2、1899の1、1899の2、1899の4、1907の1、1907の2、字長峰1938の1

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

字大迫1890の3・1890の6・1890の12・1898の1・1899の1・1907の1（以上6筆について次の図に示す部分に限る。）、1890の27

- 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - 3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を県庁農林部林政課及び長与町役場に備え置いて縦覧に供する。)

長崎県告示第446号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定をしようとする旨の通知を受けた。

令和5年6月27日

長崎県知事 大石 賢吾

- 1 保安林予定森林の所在場所
西彼杵郡長与町丸田郷字壺町田45の10・46（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、32、36の2、37の1、37の2、38、45の5、字中ノ原195の1（次の図に示す部分に限る。）、198の4、嬉里郷字中通631（次の図に示す部分に限る。）、614の2、615の1、616の1、617、620の1、620の2、621、628の1、628の2、632の1、632の3
- 2 指定の目的
土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - 1 主伐は、択伐による。
 - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を県庁農林部林政課及び長与町役場に備え置いて縦覧に供する。)

長崎県告示第447号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定をしようとする旨の通知を受けた。

令和5年6月27日

長崎県知事 大石 賢吾

- 1 保安林予定森林の所在場所
西彼杵郡時津町西時津郷字田下957の1
- 2 指定の目的
土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - 1 主伐は、択伐による。
 - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を県庁農林部林政課及び時津町役場に備え置いて縦覧に供する。)

長崎県告示第448号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定をしようとする

する旨の通知を受けた。

令和5年6月27日

長崎県知事 大石 賢吾

- 1 保安林予定森林の所在場所
西彼杵郡時津町左底郷字鍋倉207の1（次の図に示す部分に限る）、203の1、208の1、212の1
- 2 指定の目的
土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - 1 主伐は、択伐による。
 - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
 （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を県庁農林部林政課及び時津町役場に備え置いて縦覧に供する。）

長崎県告示第449号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び長崎振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和5年6月27日

長崎県知事 大石 賢吾

道路の種類 主要地方道
 路線名 長崎畝刈線
 道路の区域

区 間	区域変更 前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
長崎市滑石4丁目494番2地先から 長崎市滑石4丁目494番2地先まで	前	30.0~30.0	117.4	
	後	23.9~30.0	117.4	

長崎県告示第450号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び長崎振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和5年6月27日

長崎県知事 大石 賢吾

道路の種類及び路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
主要地方道 長崎畝刈線	長崎市滑石3丁目494番5地先から 長崎市滑石4丁目594番4地先まで	令和5年6月27日

長崎県告示第451号

証紙売りさばき人の指定（昭和41年長崎県告示第752号）の一部を次のように改正し、令和5年6月20日から適用する。

令和5年6月27日

長崎県知事 大石 賢吾

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後					改正前				
NO	氏名 (名称及び代表者名)	住所 (所在地)	売りさばき 所の所在地	所在 市町村名	NO	氏名 (名称及び代表者名)	住所 (所在地)	売りさばき 所の所在地	所在 市町村名
1～10 略					1～10 略				
11	一般社団法人長崎 県中小建設業協会 会長 北村 政和	長崎市金屋 町9番3号	長崎市金屋 町9番3号	略	11	一般社団法人長崎 県中小建設業協会 会長 北村 政和	長崎市桜町 9番6号	長崎市桜町 9番6号	略
12～84 略					12～84 略				

公 告

大規模小売店舗立地法に基づく市町村の意見（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の届出に対し、同法第8条第1項の規定に基づく意見書の提出があったので、同法第8条第3項の規定により公告するとともに縦覧に供する。

令和5年6月27日

長崎県知事 大石 賢吾

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
させば五番街
長崎県佐世保市新港町2番7 他
- 2 届出の概要
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名に関する届出事項の変更
- 3 意見書の概要
 - (1) 意見書を提出した者
佐世保市長 宮島 大典
 - (2) 意見書の内容
意見なし
- 4 関係書類の縦覧
 - (1) 縦覧期間
公告の日から1月間
 - (2) 縦覧場所
県政情報コーナー（県庁1階県政資料閲覧エリア内）、長崎県県北振興局商工水産部商工観光課及び佐世保市観光商工部商工労働課

土地改良区の役員の就退任（公告）

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、津吉土地改良区から次のとおり役員の就退任の届出があった。

令和5年6月27日

長崎県知事 大石 賢吾

就 任 役 員 理 事		退 任 役 員 理 事	
氏 名	住 所	氏 名	住 所
山 口 庄 重	平戸市前津吉町1285番地	山 野 寛 一	平戸市大佐志町127番地1

松 元 正 徳	平戸市前津吉町318番地	松 元 正 徳	平戸市前津吉町318番地
岩 田 正	平戸市東中山町108番地	栗 山 近 美	平戸市志々伎町1377番地
眞 辺 光	平戸市大志々伎町1020番地イ	大 村 常 人	平戸市志々伎町1486番地2
西 民 代	平戸市大志々伎町1395番地	福 井 幸 男	平戸市大志々伎町107番地 1
宮 田 克 幸	平戸市志々伎町1213番地 1	眞 辺 勝 芳	平戸市大志々伎町1199番地
大 谷 茂	平戸市志々伎町1488番地	西 田 隆 昭	平戸市大志々伎町589番地 1
鳥 山 晴 喜	平戸市辻町81番地	鳥 山 求	平戸市辻町108番地
小 川 亨	平戸市鮎川町452番地 2	年 徳 敏 広	平戸市田代町429番地 2
杉 山 順 次	平戸市田代町351番地	岩 田 正	平戸市東中山町108番地
		野 元 義 和	平戸市西中山町805番地
		山 口 庄 重	平戸市前津吉町1285番地
		吉 住 光 好	平戸市前津吉町651番地
就 任 役 員 監 事		退 任 役 員 監 事	
大 村 克 弥	平戸市前津吉町300番地	青 崎 光 國	平戸市前津吉町241番地
鳥 山 憲 吾	平戸市辻町85番地	鳥 山 憲 吾	平戸市辻町85番地
竹 山 清 次	平戸市志々伎町1312番地	竹 山 清 次	平戸市志々伎町1312番地

土地改良区の定款変更の認可（公告）

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款変更（令和5年3月26日総会議決）を認可した。

令和5年6月27日

長崎県知事 大石 賢吾

土地改良区名 柚木土地改良区
認可年月日 令和5年6月16日

測量の実施（公告）

測量法（昭和24年法律第188号）第39条の規定において準用する同法第14条第1項の規定により、県央振興局長から公共測量（小迎地区用地測量業務）を次のとおり実施する旨の通知があった。

令和5年6月27日

長崎県知事 大石 賢吾

公共測量実施の地域及び期間

地 域	期 間
西海市西彼町	令和5年6月30日から 令和5年9月20日まで

測量の実施（公告）

測量法（昭和24年法律第188号）第39条の規定において準用する同法第14条第1項の規定により、岡南部土地

改良区理事長から公共測量（岡南部地区確定測量業務）を次のとおり実施する旨の通知があった。

令和5年6月27日

長崎県知事 大石 賢吾

公共測量実施の地域及び期間

地 域	期 間
雲仙市南串山町 岡南部地区	令和5年7月3日から 令和6年2月28日まで

測量の実施（公告）

測量法（昭和24年法律第188号）第39条の規定において準用する同法第14条第1項の規定により、国土交通省九州地方整備局長崎河川国道事務所長から公共測量（空中写真測量、数値地形図作成、航空レーザー測量）を次のとおり実施する旨の通知があった。（変更）

令和5年6月27日

長崎県知事 大石 賢吾

公共測量実施の地域及び期間

地 域	期 間
長崎県佐世保市～東彼杵郡東彼杵町	令和5年3月14日から 令和5年11月30日まで

測量の終了（公告）

測量法（昭和24年法律第188号）第39条の規定において準用する同法第14条第2項の規定により、島原振興局長から公共測量（基準点測量）を次のとおり終了した旨の通知があった。

令和5年6月27日

長崎県知事 大石 賢吾

公共測量終了の地域及び終了日

地 域	終 了 日
南島原市口之津町	令和5年5月31日

公安委員会告示

長崎県公安委員会告示第31号

警備業法の一部を改正する法律（平成16年法律第50号）附則第5条の規定に基づく審査（以下「検定合格者審査」という。）を実施するので、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）附則第9条の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和5年6月27日

長崎県公安委員会委員長 瀬戸 牧子

1 検定合格者審査の種別及び級

- (1) 空港保安警備業務に係る1級
- (2) 空港保安警備業務に係る2級
- (3) 施設警備業務に係る1級
- (4) 施設警備業務に係る2級
- (5) 交通誘導警備業務に係る1級

- (6) 交通誘導警備業務に係る2級
 - (7) 貴重品運搬警備業務に係る1級
 - (8) 貴重品運搬警備業務に係る2級
- 2 検定合格者審査の実施日時及び場所
- (1) 実施日時
令和5年8月7日(月)午後1時30分から午後4時30分まで
 - (2) 実施場所
長崎市尾上町3番3号
長崎県警察本部3階「第2会議室」
- 3 検定合格者審査の対象者
- 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則(昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。)第1条第1項及び同条第2項に規定する検定(以下「旧検定」という。)に合格した者(施設警備業務の審査にあつては、旧検定における常駐警備業務検定に合格した者。以下同じ。)であること。ただし、次のいずれかに該当する者を除く。
- (1) 旧検定に合格した警備員であつて、検定規則の施行の際現に旧検定に係る警備業務に従事しており、かつ、当該警備業務に従事している期間が継続して1年以上であるもの
 - (2) 旧検定に合格した者であつて、検定規則の施行の際現に旧検定に係る警備業務に係る指定講習(旧検定規則第12条第1項に規定する指定講習をいう。)の講師として従事しており、かつ、当該講師として従事している期間が継続して1年以上であるもの(1)に該当する者を除く。)
- 4 検定合格者審査の方法
- 審査においては、学科試験を実技試験の前に行うものとし、学科試験に合格しなかった者に対しては、実技試験を行わない。
- 5 検定合格者審査の科目
- (1) 1級の検定合格者審査
 - ア 学科試験
 - ㍿ 出題範囲
 - a 警備員の資質の向上を図るための指導方法に関すること。
 - b 警備業法その他警備業務の実施の適正を確保するため必要な最新の法令に関すること。
 - c 警備業務を実施するために使用する最新の各種資機材の機能、使用方法及び管理方法に関すること。
 - d 護身の方法(護身用具の使用方法を除く。)に関すること。
 - ㍿ 問題数
10問
 - イ 実技試験
 - ㍿ 科目
警備業務に係る事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
 - ㍿ 内容
徒手の護身術の基本動作を2種類実施する。
 - (2) 2級の検定合格者審査
 - ア 学科試験
 - ㍿ 出題範囲
 - a 警備員の資質の向上を図るための指導方法に関すること。
 - b 警備業法その他警備業務の実施の適正を確保するため必要な最新の法令に関すること。
 - c 警備業務を実施するために使用する最新の各種資機材の機能、使用方法及び管理方法に関すること。
 - d 護身の方法(護身用具の使用方法を除く。)に関すること。
 - ㍿ 問題数
10問
 - イ 実技試験
 - ㍿ 科目

警備業務に係る事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(イ) 内容

徒手の護身術の基本動作を1種類実施する。

6 申請手続

(1) 審査申請の受付期間

令和5年7月10日（月）から同月20日（木）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前9時から午後4時までの間（午後0時から午後1時までを除く。）

(2) 申請書類等

審査申請書（検定規則別記様式を用いること。）には、次の書類等を添付すること。

ア 写真（申請前6月以内に撮影した無帽・正面・上三分身・無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのもので、その裏面に申請者の氏名及び撮影年月日を記入したもの） 1葉

イ 旧検定規則第8条の合格証（以下「旧検定合格証」という。）の写し 1通

ウ 長崎県公安委員会以外の公安委員会から旧検定合格証の交付を受けている者は、次の書類のうち該当するもの いずれか1通

（ア）長崎県内に住所を有する者は、住所地を疎明する書面

（イ）警備員であって長崎県内の営業所に属する者は、当該営業所に属することを疎明する資料

(3) 審査申請書の提出先

審査申請書は、次のいずれかを經由して提出すること。

ア 長崎県内に住所を有する者は、その者の住所地を管轄する警察署

イ 長崎県内の営業所に属する者は、その者が属する営業所の所在地を管轄する警察署

ウ 長崎県公安委員会から旧検定合格証の交付を受けた者で、長崎県内に住所地がなく、かつ、長崎県内の営業所に属しないものは、長崎県警察本部生活安全部生活環境課

(4) 審査申請の方法

審査申請者が(3)の書類等を(4)の提出先に持参して申し込むこと。

なお、郵送による申込みは受け付けない。

やむを得ない事情等により代理人が行う場合は、審査申請者の委任状を持参すること。

7 審査当日に必要なもの

検定合格者審査を受ける者は、審査当日に旧検定合格証及び筆記用具を持参すること。

8 検定合格者審査手数料及び納入方法

(1) 審査手数料

4,700円

(2) 納入方法

審査申請書の提出時に、長崎県収入証紙により納付すること。

なお、審査申請の受付後は、納入された審査手数料は返還しない。

9 合格発表

本審査の合格発表は、当日審査場所において本人に対して行う。

10 その他

(1) 受検の制限

申請者は、1の(1)から(8)までの検定合格者審査のうち、いずれか一つの審査についてのみ申請することができる。

(2) 問合せ先

ア 長崎県内の最寄りの警察署の生活安全課又は刑事生活安全課

イ 長崎県警察本部生活安全部生活環境課許可業務指導室営業第二係（警備業担当）（電話 095-820-0110 内線3185）

長崎県公安委員会告示第32号

警備業法（昭和47年法律第117号）第23条の規定に基づき、警備員又は警備員になろうとする者に対する検定を実施するので、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号）第7条の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和5年6月27日

長崎県公安委員会委員長 瀬戸 牧子

1 検定を行う警備業務の種別及び区分
施設警備業務2級

2 検定の日時、場所及び検定予定人員

- (1) 日時
令和5年9月28日（木）午前10時から午後5時までの間
- (2) 場所
長崎県西彼杵郡時津町野田郷62番地 とぎつカナリーホール
- (3) 検定予定人員
15人

3 受検資格

受検資格は、警備員又は警備員になろうとする者で、次のいずれかに該当するものとする。

- (1) 長崎県内に住所を有する者
- (2) 長崎県内の営業所に属する警備員

4 検定試験内容

- (1) 学科試験
 - ア 警備業務に関する基本的な事項
 - イ 法令に関すること。
 - ウ 警備業務対象施設における保安に関すること。
 - エ 警備業務対象施設の破壊等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
- (2) 実技試験
 - ア 警備業務対象施設における保安に関すること。
 - イ 警備業務対象施設の破壊等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
- (3) 検定の方法
検定においては、学科試験に合格した者に対して実技試験を行う。
なお、実技試験のみの受検はできない。

5 検定申請の手続

(1) 申請期間、申請先等

申請期間	申請時間	申請先
令和5年7月3日（月）から同月12日（水）まで。ただし、土曜日及び日曜日を除く。	午前9時から午後4時まで。ただし、午後0時から午後1時までを除く。	申請者の住所を管轄する警察署又は申請者が警備員である場合は、その者が属する営業所の所在地を管轄する警察署

※ 検定申請の受付は、先着順とし、予定人員に達した場合は、申請期間の途中であっても締め切る。また、郵送による検定申請は受け付けない。

検定申請は、受検者本人が行うものとするが、やむを得ない事情等により代理人が行う場合は、受検者本人の委任状を持参すること。

(2) 提出書類

- ア 検定申請書 1通
- イ 申請者が警備員である場合は、次のいずれかの書面
 - ㊦ 申請者の住所を管轄する警察署に書類を提出する場合は、住所を疎明する書面 1通
 - ㊧ 申請者の属する営業所の所在地を管轄する警察署に書類を提出する場合は、次のいずれかの書面
 - a 申請者の住所を管轄する警察署と申請者の属する営業所の所在地を管轄する警察署が同一である場合は、住所を疎明する書面又は当該営業所に属することを疎明する書面 いずれか1通
 - b 申請者の住所を管轄する警察署と申請者の属する営業所の所在地を管轄する警察署が異なる場合は、当該営業所に属することを疎明する書面 1通
- ウ 申請者が警備員でない場合は、住所を疎明する書面 1通
- エ 写真（申請前6月以内に撮影した無帽・正面・上三分身・無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのもので、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの） 2葉

6 検定手数料及び納付方法

- (1) 検定手数料
16,000円
- (2) 納付方法
検定申請時に、長崎県収入証紙により納付すること。
なお、検定申請の受付後は、納入された検定手数料は返還しない。
- 7 合格発表
本検定の合格発表は、当日検定場所において本人に対して行う。
- 8 問合せ先
 - (1) 長崎県内の最寄りの警察署の生活安全課又は刑事生活安全課
 - (2) 長崎県警察本部生活安全部生活環境課許可業務指導室営業第二係（警備業担当）（電話 095-820-0110内線3185）

発行者
長崎県
長崎市尾上町三番一号

正 誤

令和5年3月31日付け長崎県公報第11205号中誤りがあったので、次のとおり訂正する。

ページ	行	誤	正
537	42	(3) 漁場の区域 別表のとおり	(3) 漁場の区域 別表のとおり ただし、河川と海面における漁場との境界については、特に定めのないものは、海面から第1番目の橋梁（この告示後に新設された橋梁は含まない）の下流端とする
538	27	(3) 漁場の区域 別表のとおり	(3) 漁場の区域 別表のとおり ただし、河川と海面における漁場との境界については、特に定めのないものは、海面から第1番目の橋梁（この告示後に新設された橋梁は含まない）の下流端とする
539	11	(3) 漁場の区域 別表のとおり	(3) 漁場の区域 別表のとおり ただし、河川と海面における漁場との境界については、特に定めのないものは、海面から第1番目の橋梁（この告示後に新設された橋梁は含まない）の下流端とする
539	43	(3) 漁場の区域 別表のとおり	(3) 漁場の区域 別表のとおり ただし、河川と海面における漁場との境界については、特に定めのないものは、海面から第1番目の橋梁（この告示後に新設された橋梁は含まない）の下流端とする

電話代表
直通表
(八二四)
(八九五)
二一一
二一一
四一

印刷所
長崎県
長崎市樺島町八番十二号

株式会社
寺ク
イ
ツ
ク
プ
リ
ン
ト
宏
弥